

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成31年3月14日(木) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時03分

出席者	委員	委員長	青木 一 男		
		森戸 雅孝	大谷 好一	小久保 かおる	
		氏家 晃	千葉 正弘	中島 克訓	
	議長	大阿久 岩人			
	傍聴者	浅野 貴之	川上 均	坂東 一敏	
		茂呂 健市	内海 成和	針谷 育造	
		入野 登志子	白石 幹男	永田 武志	
		関口 孫一郎	針谷 正夫	小堀 良江	
		梅澤 米満	福田 裕司		

事務局職員	事務局長	稲葉 隆造	議事課長	金井 武彦
	主査	藤澤 恭之	主査	岩川 成生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建設部長	國保能克
都市整備部長	戸田崇
都市整備部技監	田中良一
上下水道局長	牧野修一
道路河川整備課長	河田正雄
道路河川維持課長	田中修
土木管理課長	福田健治
公園緑地課長	菊池照見
都市計画課長	深津悟
市街地整備課長	石塚昌平
住宅課長	大野和久
建築課長	柿沼宏和
企業経営課長	出井均
水道建設課長	渡辺精一
参事兼下水道建設課長	坂田知司

平成31年第1回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成31年3月14日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第24号 栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第30号 栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第3 議案第31号 市道路線の認定について
- 日程第4 議案第32号 市道路線の変更について
- 日程第5 議案第8号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）
- 日程第6 議案第14号 平成30年度栃木市下水道事業会計補正予算（第3号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（青木一男君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（青木一男君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（青木一男君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第24号 栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺水道建設課長。

○水道建設課長（渡辺精一君） おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。

ただいまご上程いただきました、議案第24号 栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案書は59ページ、議案説明書は67ページをお開きください。最初に、議案説明書をごらんください。提案理由でございますが、水道法施行令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正することについて、今回議会の議決を求めるものでございます。

参照条文については、省略させていただきます。

続きまして、議案説明書68ページ、69ページをお開きください。条文の新旧対照表でございます。学校教育法の一部が改正されまして、大学制度の中に専門職業人の養成を目的とする高等教育機関として、新たに専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられることとなりました。専門職大学は4年制ですが、2年または3年の前期課程と2年、1年の後期課程に区分され、前期課程のみを修了したものについては短期大学の卒業したものに相当するということになることから、今回、布設工事監督者の資格、第4条の第3号及び水道技術管理者の資格、第5条第2号と第4号に追記す

るものでございます。また、技術士法の施行規則の一部が改正されまして、技術士の上下水道部門の試験科目のうち水道環境が上水道及び工業用水道に統合されたことから、布設工事監督者の資格、第4条の第8号より「水道環境」を削除するものです。

議案書にお戻りいただきまして60ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は、平成31年の4月1日より施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第24号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第2、議案第30号 栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） ただいまご上程いただきました、議案第30号 栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金条例を廃止する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

議案書は71、72ページ、議案説明書は80ページであります。まず、議案説明書80ページをごらんください。提案理由であります、栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金を廃止するため、栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金条例を廃止することについて、議会の議決を求めるも

のであります。

参照条文については、省略させていただきます。

ここでお手元の資料には記載がありませんが、本件の基金条例について少し説明をさせていただきます。かつて同和対策事業の一環として、住環境の改善を図るための資金貸し付けが全国的に行われまして、合併前の1市5町におきましては、都賀町、西方町を除く旧栃木市、大平町、藤岡町、岩舟町の1市3町は、昭和49年から平成10年まで、住宅の新築、改築、土地購入費用の貸し付けを実施いたしました。この貸付金の財源は、国の補助と地方債発行、つまり起債で賄われたため、貸し付けを行った1市3町には、貸し付け終了後も貸付金の回収と起債の償還という事務が残りましたが、それらの事務が平成22年の合併時、新生栃木市に引き継がれた際、今回廃止の対象となります。基金条例が制定され、借受人から返還される額が起債の償還の額を超えた場合に、その超過額を積み立てる基金が創設されました。しかし、起債の償還が今年度限りで終了し、基金を存続させる理由がなくなることから、本年度をもって本条例を廃止いたしたいというものであります。

なお、現在この基金の残高は約5,760万円ありますけれども、本年度、平成30年度の当初予算の歳入に、同和対策住宅新築資金等借入償還基金繰入金といたしまして5,761万円を計上しておりますので、この条例廃止後は、一般会計に繰り入れることを予定しております。

では、説明に戻ります。議案書の71ページをごらんください。条例を廃止する場合、条例を廃止する条例を制定するという形をとりますので、このたび栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金条例を廃止させていただくに当たりましては、栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金条例を廃止する条例を制定するということになります。

その内容は、次の72ページになりますけれども、栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金条例（平成22年栃木市条例第85号）は廃止するというものであります。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第30号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第3、議案第31号 市道路線の認定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

福田土木管理課長。

○土木管理課長（福田健治君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第31号 市道路線の認定についてご説明いたします。

議案書は73ページ、議案説明書は81ページでございます。初めに、議案説明書の81ページをお開きください。市道路線の認定についてであります。提案理由でございますが、栃木地域内において、栃木県が施行する主要地方道宇都宮亀和田栃木線、栃木市都賀町合戦場地区内の地域排水整備事業により整備した移管予定の道路、開発行為により帰属された道路、道普請事業により整備した道路、藤岡地域及び岩舟地域内の一般県道静藤岡線と市道1001号線の相互移管に伴う移管予定の道路について、道路法第8条第1項の規定に基づき市道として認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、82ページの市道路線認定位置図であります。市道13489号線につきましては、栃木県が施行する主要地方道宇都宮亀和田栃木線、栃木市都賀町合戦場地区内の地域排水整備事業により、平成25年度に整備された道路であり、大町地区内の市道と市道を結ぶ生活道路となることから市道の認定を行うもので、延長が約130メートルであります。

続きまして、83ページの市道13490号線及び市道13491号線につきましては、惣社町地区内の国府北小学校の南側において、民間開発行為により整備された市に帰属された道路であり、合計2路線で延長が225メートルであります。

続きまして、84ページ、市道13492号線であります。大宮町地区内において、平成29年に地元住民から道普請事業での拡幅要望が出され、市道として整備された道路であり、延長が約210メートルであります。

続きまして、85ページ、市道31281号線であります。藤岡町国府から岩舟町静地区内において、

平成30年2月20日に栃木県知事と取り交わした県道静藤岡線と市道1001号線との相互移管に関する覚書によりまして、市が移管を受けて管理する予定の県道静藤岡線について市道の認定を行うもので、延長が約6,570メートルであります。

位置図につきましては以上でございます。

次に、議案書の73ページをお開きください。ただいま認定位置図にてご説明いたしました5路線を市道として認定したいというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 市道の13489号線、大町の件なのですけれども、これはけさちょっと見てきたのですが、道路自体はもうすっかりでき上がってしまっていて、通行どめのポールが立っているのですけれども、万が一これが認定された場合に、いつごろからその道路は使えるような予定になっているのか、もし聞かせていただければお願いしたいと思います。

○委員長（青木一男君） 福田土木管理課長。

○土木管理課長（福田健治君） 今工事の施工中なのですけれども、来年度末で工事が終わる予定でありますので、来年度末ということになります。

○委員長（青木一男君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） ここは大町地内で、合戦場からの、北からの雨水を巴波川のほうへ流すための導水管の上につくった道路なのですけれども、もう既に先行的にあそこはつくられてしまっていて、3年ぐらい前にはもう大体今の使えるような形になっていたと思うのです。近くのやはり大町の住民の方とか、合戦場の方とか、あそこら辺は川原田の方なんかも近いものですから、いつ通ることができるのかというふうなことも、私のほうにいろいろと話があったのですけれども、もしこの時期に開通しますというふうなことがわかりましたらば、丁寧に地域の方に、いついつからこの道路は通れますというふうなことを知らせていただきたい。これは要望なのですけれども、前々から言われていたところなものですから、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（青木一男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第31号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第4、議案第32号 市道路線の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

福田土木管理課長。

○土木管理課長（福田健治君） それでは続きまして、ただいまご上程をいただきました議案第32号 市道路線の変更についてご説明いたします。

議案書は74ページ、議案説明書は86ページでございます。初めに、議案説明書の86ページをお開きください。市道路線の変更についてであります。提案理由でございますが、藤岡地域及び岩舟地域において、一般県道静藤岡線と市道1001号線の相互移管に伴う管理区分変更を行う予定の道路、栃木地域内の永宮橋の架け替え工事により整備された道路、大平地域内の栃木県が施行する永野川筋安全な川づくり事業の河川改修工事により整備された道路、都賀地域内の県が施行する主要地方道宇都宮亀和田栃木線道路改築工事により整備され、管理区分変更を行う道路について、道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線の変更をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、88、89ページをごらんください。市道1001号線につきましては、藤岡町都賀から岩舟町新里地内において、先ほどの市道認定議案でもご説明しましたように、県道静藤岡線と市道1001号線との相互移管により管理区分を変更することで、起点の位置を北に約5,800メートル変更するものであり、起点が藤岡町都賀から岩舟町新里に変更になるものであります。

続きまして、90、91ページをごらんください。市道2035号線及び市道13324号線につきましては、野中町地内において永宮橋の架け替え工事により整備されました道路について、終点の位置がそれぞれ変更になるもので、市道2035号線につきましては南に約65メートル、市道13324号線につきま

しては南に約62メートル変更になるものであります。

続きまして、92、93ページをごらんください。市道22268号線につきましては、大平町西水代地内において栃木県が施行する永野川筋安全な川づくり事業の河川改修工事により整備された道路であり、これらは平成30年7月5日に栃木県栃木土木事務所長に回答した利根川水系渡良瀬川支川巴波川改修工事に伴う附帯工事による橋りょうの移築についての同意に基づき、市が新たに整備した取付道路を管理するとしていることから市道の変更を行うもので、起点を南に約12メートル、終点を南に38メートル変更するものであります。

続きまして、94、95ページをごらんください。市道43106号線につきましては、都賀町家中地内において栃木県が施行する主要地方道宇都宮亀和田栃木線の道路改良工事の整備により市道との管理区分が変更になるもので、起点を北に約80メートル変更するものであります。

続きまして、96、97ページをごらんください。市道43404号線につきましては、都賀町合戦場地内において、先ほどの市道認定議案でもご説明いたしましたように、主要地方道宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業により整備された道路を市道の一部に含めるもので、主要地方道宇都宮亀和田栃木線までを一体的に管理するため、起点を南東に約50メートル変更するものであります。

路線変更前後の位置図につきましては以上でございます。

次に、議案書の74、75ページをお開きください。先ほど市道路線の変更位置図についてご説明いたしました6路線について、市道路線を変更したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第32号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第8号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第5、議案第8号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第5号）所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） ただいまご上程いただきました議案第8号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第5号）のうち、所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、76、77ページをお開きください。8款1項1目土木総務費についてご説明いたします。補正額は189万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。バリアフリー推進事業費の補正につきましては、JR栃木駅の点字ブロック設置を鉄道事業者が単独で行ったことから、公共交通バリアフリー施設等整備費補助金を減額補正するものであります。

続きまして、2目建築指導費についてご説明いたします。補正額は751万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。木造住宅耐震化促進事業費の補正につきましては、民間木造住宅の耐震診断及び耐震建て替え工事の補助件数が見込みを下回るため、減額補正するものであります。

次のページをお開きください。2項1目道路橋りょう総務費についてご説明いたします。補正額は810万2,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

2行目の道路台帳整備委託費につきましては、道路台帳補正業務委託の入札執行残を減額するものであります。

次の市道1001号線県道移管に伴う道路台帳整備事業費につきましては、県道移管に伴う測量業務委託の入札執行残を減額するものであります。

続きまして、2目道路維持費についてご説明いたします。補正額は1,000万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。舗装修繕事業費につきましては、国庫補助の要望額に対し、内示額が満たなかったため、工事請負費を減額するものであります。

続きまして、3目道路新設改良費についてご説明いたします。補正額は1億9,179万3,000円の減

額でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の市道2065（209）号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、建物調査再算定の結果、物件の移転補償に不用額が生じたため、物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道1024号線道路改良事業費（栃木吹上町、宮町、皆川城内町）につきましては、国庫補助の要望に対し、内示額が満たなかったことから、執行の見直しによる市道拡幅工事の減額が主なものであります。

次の市道1033（106）号線交通安全施設整備事業費（栃木大宮町）につきましては、用地交渉の結果、地権者との調整の結果、今年度の用地取得を見送ることにより、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金の減額が主なものであります。

次の市道1066（F6）号線道路改修事業費（藤岡富吉1区）につきましては、国庫補助の要望額に対し、内示額が満たなかったことから、執行の見直しによる市道拡幅工事の減額が主なものであります。

次の市道31091（F1-98）号線道路改良事業費（藤岡大田和西）につきましては、用地交渉の結果、関係者の了承が得られたことから、未整備区間の工事を早期に完了させるため、物件移転等補償金の増額が主なものであります。

次のスマートインターチェンジ整備事業費につきましては、東日本高速道路株式会社が施工する業務の増加に合わせ、調査等管理委託料として事業協定負担金を増額するものであります。

次の市道43386（T①-247）号線道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、用地交渉の結果、地権者との調整により、今年度の用地取得を見送ったため、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道43062（T②-402）号線ほか道路改良事業費（都賀家中）につきましては、東武鉄道との協議の結果、委託料に不用額が生じたため、踏切改良工事業務委託料を減額するものであります。

次の市道23051・1037（O30・1）号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、国庫補助の要望額に対し、内示額が満たなかったことによる、執行の見直しによる市道拡幅工事費を減額するものであります。

次の市道14239（D23）号線道路改良事業費（栃木皆川城内町）につきましては、道路改良工事の入札執行残による市道拡幅工事費の減額が主なものであります。

次の市道1055（I139）号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、JR両毛線の踏切道の拡幅に影響する排水管路の施工に当たり、東日本旅客鉄道株式会社と協議を行った結果、施工計画等に変更が生じ、今年度の工事を見送ることとなったため、雨水排水管路下横断工事委託料を減額するものであります。

次の62225（I418）号線外道路改良事業費（岩舟静戸）につきましては、民間企業で市道の整備を行うこととなったため、土地価格変動調査手数料を減額するものであります。

次のページをお開きください。4目橋りょう維持費についてご説明いたします。補正額はゼロ円ですが、財源内訳の特定財源のうち国庫支出金が減額となることから、財源内訳を変更するものであります。

続きまして、5目橋りょう新設改良費についてご説明いたします。補正額は420万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。市道2042(233)号線(永宮橋)橋りょう整備事業費(栃木野中町)につきましては、旧橋撤去工事の入札執行残による市道拡幅工事費を減額するものであります。

次のページをお開きください。4項2目土地区画整理費についてご説明いたします。補正額は600万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。新大平下駅前地区土地区画整理事業費につきましては、新大平下駅前第2地区内の下水道工事に係る工事負担金及び物件移転補償金を減額するものであります。

続きまして、3目街路事業費についてご説明いたします。補正額はゼロ円ですが、防災安全交付金の配分変更により、財源内訳の国庫支出金を増額し、地方債及び一般財源を減額するものであります。

続きまして、5目公園費についてご説明いたします。補正額はゼロ円ですが、スポーツ振興くじ助成金の助成対象となったことから、財源内訳のその他特定財源を増額し、一般財源を減額するものであります。

次のページをお開きください。5項1目住宅管理費についてご説明いたします。補正額は181万5,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。定住促進支援事業費につきましては、2019年版住みたい田舎ベストランキングにおいて、昨年の若者世代部門2連覇に引き続き、今回は子育て世代部門で全国第1位となり、その誌面を利用したPRリーフレット作成のため、印刷製本費及び2次使用料について補正増を行うものであります。

続きまして、歳入の所管部分についてご説明いたします。44、45ページをお開きください。14款2項4目1節道路橋りょう費補助金につきましては、6,742万2,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目から3行目の防災安全交付金につきましては、同交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

次の社会資本整備総合交付金につきましても、同交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

次に、2節都市計画費補助金につきましては、2億250万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。社会資本整備交付金につきましては、地方都市リノベーション事業として整備する(仮称)文化芸術館について、今年度工事着手の予定でありましたが、設計の見直しにより、来年度より工事を開始するスケジュールとなったことから、今年度分の交付金を減額するものであります。

次に、3節住宅費補助金につきましては、353万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。防災安全交付金につきましては、同交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

46、47ページをお開きください。15款2項5目1節土木総務費補助金につきましては94万5,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。鉄道駅バリアフリー化補助金につきましては、鉄道事業者が単独で施設整備を行ったことに合わせて減額するものであります。

次に、3節住宅費補助金につきましては、176万5,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の民間住宅耐震診断等助成事業補助金につきましては、同補助金の決定額に合わせて減額するものであります。

次の民間住宅耐震改修等助成事業補助金につきましては、同補助金の決定額に合わせて減額するものであります。

50、51ページをお開きください。20款5項4目2節雑入につきましては、2,110万8,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。所管部分は2行目のスポーツ振興くじ助成金でありまして、栃木市総合運動公園陸上競技場の芝生張り替え工事が助成の対象となったことから、栃木市総合運動公園陸上競技場整備事業費の財源に充当するため増額するものであります。

○委員長（青木一男君） 田中道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（田中 修君） 続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。3ページをお開きください。

繰越明許費につきましては、第3条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表、繰越明許費によるというものであります。

7ページをお開きください。繰越明許費の所管関係部分につきましては、8款土木費であります。上から6番目の1項土木管理費、急傾斜地崩壊対策事業負担金の繰越明許額540万円につきましては、事業主体である県の進捗に合わせて負担金を繰り越すものであります。

次の建築指導事業の繰越明許額570万円につきましては、民間木造住宅の耐震建て替え工事について、年度内に事業完了が見込めないことから繰り越すものであります。

1事業飛ばしまして、市道各号線道路改良事業の繰越明許額850万円につきましては、事業の実施に際し、地元との調整に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道13249（C268）号線道路改良事業（栃木川原田町）の繰越明許額1,175万円につきましては、用地の取得に際し、地権者との交渉に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道2065（209）号線道路改良事業（栃木平井町）の繰越明許額1,395万円につきましては、用地取得に際し、建物移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物

件移転補償金を繰り越すものであります。

次の市道1024（114）号線道路改良事業（栃木吹上町、宮町、皆川城内町）の繰越明許額3,296万円につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道11156（A1）号線交通安全施設整備事業（栃木入舟町）の繰越明許額2,041万4,000円につきましては、用地取得に際し、建物移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転補償金を繰り越すものであります。

次のページをお開きください。市道1033（106）号線交通安全施設整備事業（栃木大宮町）の繰越明許額1,500万円につきましては、工事箇所付近に近接する民間工事との調整に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道1061（O527）号線歩道整備事業（大平新）の繰越明許額3,782万7,000円につきましては、用地取得に際し、地権者との交渉に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費及び土地購入費を繰り越すものであります。

次の市道31091（F1-98）号線道路改良事業（藤岡大田和西）の明許繰越額1,086万9,000円につきましては、用地取得に際し、地権者との交渉に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の道普請事業の繰越明許額1,450万円につきましては、道路計画に際し、地元との調整に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、委託料を繰り越すものであります。

次の市道1030（107）号線交通安全施設整備事業（栃木本町、城内町1丁目）の繰越明許額1,877万円につきましては、用地取得に際し、建物移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次のスマートインターチェンジ整備事業の繰越明許額9,469万5,000円につきましては、用地取得に際し、建物等移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道43386号線、（T①-247号線）道路改良事業（都賀合戦場）の繰越明許額2,083万8,000円につきましては、用地取得に際し、建物移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道43062（T②-402）号線外道路改良事業（都賀家中）の繰越明許額5,164万円につきましては、関係機関との調整に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、委託料及び工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道23051・1037（O30・O1）号線道路改良事業（大平下皆川）の繰越明許額650万円につきましては、工事発注に際し、隣接して実施していた事業との工程の調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道14239（D23）号線道路改良事業（栃木皆川城内町）の繰越明許額244万4,000円につきましては、用地取得に際し、工作物移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件等移転補償金を繰り越すものであります。

次の市道62219（I299）号線道路改良事業（岩舟静戸）の繰越明許額854万5,000円につきましては、用地の取得に際し、地権者との交渉に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道1055（I139）号線道路改良事業（岩舟静）の繰越明許額2,748万円につきましては、工事の発注に際し、隣接して実施している他工事との工程の調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の橋りょう長寿命化修繕事業の繰越明許額5,430万円につきましては、吾妻橋更新工事に関して、支障物件の移設に不測の日数がかかり、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次のページをごらんください。市道22268（O430）号線（堀之内橋）橋りょう整備事業（大平西水代）の繰越明許額682万8,000円につきましては、県の橋りょう整備工事が年度内に工事の完了が見込めないことから、年度内精算ができないため、負担金を繰り越すものであります。

続きまして、3項河川費、雨水浸水対策事業の繰越明許額680万円につきましては、神ノ宮川河川整備計画策定に際し、栃木県において策定を行っている巴波川の河川整備計画との整合を図る必要があり、この調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、委託費を繰り越すものであります。

続きまして、4項都市計画費、新大平下駅前地区土地区画整理事業の繰越明許額1,260万円につきましては、建物移転において相続人による遺産分割協議に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の平川地区開発事業の繰越明許額902万9,000円につきましては、市街化区域編入協議により区域の見直しした結果、発注時期におくれが生じ、年度内完了が困難となったことから、地区界測量業務委託料を繰り越すものであります。

次の今泉川線道路整備事業（栃木今泉町1・2丁目、日ノ出町）の繰越明許額3,741万5,000円につきましては、用地取得に際し、建物移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の都市公園等バリアフリー化改修事業の繰越明許額629万6,000円につきましては、近隣住民とのトイレ設置の調整に不測の日数を要したため、年度内の工事完了が見込めないことから、うずま公園多目的トイレ整備工事費を繰り越すものであります。

次の（仮称）地域交流センター等整備事業の繰越明許額256万円につきましては、敷地内の土壤調査について、現在実施している建物の本体工事との調整を要するため、年度内の完了が困難にな

ったことから、土壤調査業務委託料を繰り越すものであります。

以上で所管関係部門の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願ひます。

質疑はありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 85ページなのですけれども、定住促進支援事業費、住みたい田舎ベストランキング誌面の2次使用料等ということなのですけれども、どんな使い方をされたのかということと、結構高額だなというのがあるので、印刷製本費も含まれていますから、その辺の内訳をちょっと教えていただきたいと思ひます。

○委員長（青木一男君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） お答え申し上げます。

このたび181万5,000円計上させていただきましたが、内訳といたしまして、田舎暮らしの本の出版元である株式会社宝島社に支払う誌面の2次使用料が151万2,000円、印刷代といたしましては30万3,000円を予定しております。この2次使用料につきましては、確かにちょっと高いような気はいたしますけれども、近年自治体がいろんな著作物を勝手に使用して、それに対して損害賠償金を支払わなければならないというふうな事案が発生してしまひて、そのような場合には、これをはるかに上回る賠償金を支払わざるを得ませんので、やはり行政としては払うものはしっかり払って、この情報を市民の皆様にあつかわせていただくという方向で考えております。

現実には、この2次使用料を払って、うちのほうで印刷した冊子を窓口、また視察においでになる自治体、また執行部、また議員の皆様にあつかわせてしまひて、これによって、栃木市のこの定住促進、また空き家対策のPRが進んでいるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（青木一男君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 内容としてはわかりました。これは、何回使ってもいいということになるのでしょうか。1回ぼっきりの何かで使うためのものなのか教えてください。

○委員長（青木一男君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） この140万円と消費税なので、この150万円を1度支払えば、

うちのほうでその権利を取得できますので、その権利に基づいて何回でも冊子等印刷することができます。

○委員長（青木一男君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 了解しました。いい結果ですので、大いに活用していただきたいというふう
に思います。

以上です。

○委員長（青木一男君） ほかにありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 繰越明許の8ページ、道路橋りょう費のスマートインター整備事業費で9,469万
5,000円、建物移転に時間を要するということで繰り越したということなのですが、これは建物所
有者、地権者の方の同意は得られているのですが、期間を要するということで理解してよろしいで
すか。

○委員長（青木一男君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） お答えします。

この繰り越しにつきましては、同意は得てございます。契約はいたしましたけれども、執行に年
度内完成ができないということで繰り越しにさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（青木一男君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） ちなみにこの建物というのは、所有者の方は1人、2人、人数等わかりまし
たらお答え願います。

○委員長（青木一男君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 建物については1人でございます。

○委員長（青木一男君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 供用開始まであと2年ということなのですが、時間を要するということなの
ですが、事業の進捗に関しては影響は出ないというふうにご理解してよろしいでしょうか。

○委員長（青木一男君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） この件に関しては、延伸は影響はございません。この件はとい
うことは、ほかにちょっと可能性というか、ちょっと同意を得られない案件もございますけれども、
この繰り越しの案件につきましては事業に影響するものではございません。

以上です。

○委員長（青木一男君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） その4つ下、市道14239号線、Dの23号線、これは用地取得の問題で244万4,000円
繰り越しになっておりますが、たしか名義変更ができていなかったとお聞きしておりますが、その

後の進捗はどうなっているでしょうか。

○委員長（青木一男君） 答えられますか。

河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） まだ完全な形で終了したわけでもございませんけれども、継続と
いうか、それで今調整中でございます。

以上です。

○委員長（青木一男君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） それでは、私も繰越明許費についてちょっとお伺いします。

8款2項の道路橋りょうの市道1024号線、これは栃木……

○委員長（青木一男君） ページ数をお願いします。

○副委員長（森戸雅孝君） 失礼。7ページです。繰越明許費です。土木費、道路橋りょう、市道1024号
線、栃木吹上町、宮町、皆川町ということで、繰り越しが3,296万円ということで、先ほどのご説
明ですと、やはりこれは関係機関との、不測の日数を要したため、繰り越すということなのですけ
れども、これも結構長く時間がかかっているように思うのですけれども、不測の日数ということ
ですけれども、今後の調整は順調にこれから進むあれなのでしょうか。これからの進捗をお聞かせ
いただきたいと思えます。

○委員長（青木一男君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） この繰り越しに関する3,296万円につきましては、通日も激し
いものですから、仮設等で中止期間がございました。その件がありまして、年度内の完成ができな
いということで工事費を繰り越すものであります。

ほかの事業につきましては、用地等の取得も進めてございますけれども、この事業につきましても
数名の方とのまだ同意が得られないことから、当初の見込みですと平成34年完成をめどに進めて
ございますけれども、それに完成に向けまして、今交渉をとり続けて取り組んでいるところでござ
います。

以上です。

○委員長（青木一男君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） ということは、平成34年ということは、まだ3年かかる予定と
いうことか。

○委員長（青木一男君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 計画年度ではそうなってございますけれども、先ほど申し上げ
ましたように、用地等補償を契約しないと工事が進められないものですから、その契約に向けま
して交渉は続けてございます。

以上です。

○委員長（青木一男君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 済みません、私も、角の家が私の竹馬の友で同級生なのです。それで、まだこれは随分かかるのだよということでちょっと苦情も出ているので、その辺のところを速やかに進めていただければというふうに、これは要望でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第8号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第6、議案第14号 平成30年度栃木市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

坂田参事兼下水道建設課長。

○参事兼下水道建設課長（坂田知司君） ただいまご上程をいただきました、議案第14号 平成30年度栃木市下水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明をいたします。

補正予算書は企業会計補正予算書205ページから208ページ、補正予算に関する説明書は209ページから215ページであります。初めに、企業会計補正予算書の207ページをごらんください。今回の補正予算につきましては、栃木市片柳町4丁目地内で実施しております、公共下水道雨水渠事業における国庫補助金の交付対象額の変更に伴う補助金額の増額をするものであります。

それでは、補正予算書207ページをごらんください。第1条の総則は、平成30年度栃木市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、資本的収入及び支出につきましては、下から4行目をごらんください。第1款資本的収入のうち第2項補助金の額を1,500万円増額補正いたしまして、4億7,750万円とするものであります。

なお、第3条につきましては、資本的収入の変更による補填内容の変更を示したものであります。

続きまして、企業会計の補正予算書に関する説明書212ページをごらんください。1の平成30年度栃木市下水道事業会計補正予算実施計画、213ページ、2の平成30年度栃木市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、214ページ、3の平成30年度栃木市下水道事業予定貸借対照表であります。これらにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第14号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（青木一男君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（午前10時03分）